

福祉の相談窓口

※相談窓口ですので、困りごとの解決をお約束するものではありません。
相談内容によっては、直接対応ができない場合があります。その場合は、関係機関へのつなぎや各種制度の紹介・情報提供のみの対応となる場合があります。

南国市		生活困窮者自立支援制度対象者	介護保険サービス受給者	障害者	その他の高齢者
部屋探し契約	1 支援者等の同行はできないか。(健康状態や支援体制状況などの説明含む)	南国市社会福祉協議会	南国市地域包括支援センター	地域活動支援センター「南国」	南国市地域包括支援センター
	2 連帯保証人・緊急連絡先(身元引受人)がいない。	〃	〃	〃	〃
	3 費用(敷金・礼金・引越など)がない。	〃	〃	〃	〃
	4 孤独死などに備え、原状回復費用や遺品処理費用などの担保をしておきたい。	〃	〃	〃	〃
	5 見守りサービスの利用をさせたい。	南国市社会福祉協議会	〃	〃	〃
入居退去	6 家賃が支払われない。	〃	〃	地域活動支援センター「南国」	〃
	7 部屋がごみ屋敷になっている。	〃	〃	〃	〃
	8 病院へ通院することになったが一人で通院できなく、付き添い者が必要となった。	〃	①南国市長寿支援課 ②南国市地域包括支援センター	〃	①南国市長寿支援課 ②南国市地域包括支援センター
	9 介護が必要になったようだ。	〃	〃	〃	〃
	10 寝たきりなど、自立した生活が難しくなった。	〃	〃	〃	〃
	11 認知症かもしれない。	〃	南国市地域包括支援センター	〃	南国市地域包括支援センター
	12 精神的に不安定で言動がおかしいように思う。	〃	〃	地域活動支援センター「南国」	〃
	13 何らかの依存症かもしれない。(薬物・アルコール依存症など)	〃	〃	〃	〃
	14 近所トラブル。(騒音、深夜徘徊など)	〃	〃	〃	〃
	15 行方不明・安否の確認ができない。	〃	〃	〃	〃
退去	17 入居者が亡くなったが、賃貸借契約の解約ができない。(相続人がわからない。)	南国市社会福祉協議会	〃	〃	〃
	18 入居者が亡くなったが家財が残っていて処分できない。	〃	〃	〃	〃
	19 長期間行方不明の状態となっているので、賃貸借契約を解約したい。家財の処分ができない。	〃	〃	〃	〃

南国市社会福祉協議会	
電話番号	088-863-4444
受付時間	8:30~17:15 (土日祝・年末年始を除く)
所在地	南国市日吉町2-3-28
南国市地域包括支援センター	
電話番号	088-804-6010
受付時間	8:30~17:15 (土日祝・年末年始を除く)
所在地	南国市日吉町2-3-28
地域活動支援センター「南国」	
電話番号	088-854-8100
受付時間	9:00~17:00 (土日祝・年末年始を除く)
所在地	南国市日吉町2-3-28 社会福祉センター2階
南国市長寿支援課	
電話番号	088-880-6556
受付時間	8:30~17:15 (土日祝・年末年始を除く)
所在地	南国市大浦甲2301

(注)生活困窮者自立支援制度:就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に包括的な支援を行う制度